

兵庫県高齢者特別賞表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、兵庫県において、平素から心身の健康保持に努め、豊かな知識と経験をもって社会に貢献している高齢者を賞賛することにより、高齢者福祉の理念を高揚することを目的とする。

(表彰の範囲)

第2条 表彰の範囲は90歳以上の高齢者で、徳行にすぐれ、永年にわたり勤労にはげみ、現在も健康で社会的に活躍し、その功績が特にすぐれている者とする。

(表彰の方法)

第3条 前条の規定による表彰（以下「表彰」という。）は、賞状を贈呈して行う。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、毎年9月に行う。

(公表)

第5条 表彰を受けた者の住所及び氏名その他必要な事項は、県公報に登載する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、表彰について必要な事項は別に定める。

(附 則)

この要綱は昭和54年7月25日から施行する。

この要綱は昭和62年4月28日から施行する。

この要綱は平成12年5月25日から施行する。

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

この要綱は令和7年3月14日から施行する。

兵庫県高齢者特別賞表彰取扱要領

(目 的)

第1 この要領は、兵庫県高齢者特別賞表彰要綱（以下「要綱」という。）第6条に基づき、必要な事項を定める。

(表彰の範囲)

第2 要綱第2条に定める被表彰者の範囲は、満90歳（表彰時期に達する者を含む。）以上で次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 地方自治又は地域づくりの推進に貢献している者。
- 2 教育、文化の高揚に寄与している者。
- 3 健康、福祉の増進に貢献している者。
- 4 産業の振興発展に寄与している者。
- 5 その他県民の模範とするにたりる者。

2 過去において、この表彰を受賞した者は対象としないこと。

(被表彰候補者の推薦)

第3 各部長および各市町長は、関係機関を通じ被表彰候補者を調査のうえ推薦するものとする。

2 前項による推薦は、兵庫県高齢者特別賞被表彰者推薦書（様式1）により行うものとする。

(被表彰者の決定)

第4 知事は、前条の推薦に基づき被表彰者を決定する。

(被表彰者の公表)

第5 要綱第5条による公表は、表彰規則（昭和38年規則第80号）取扱要領第5号様式による。

(被表彰者の記録)

第6 表彰を行った場合は、兵庫県高齢者特別賞被表彰者台帳（様式2）に記録し、保存するものとする。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、表彰を実施するために必要な事項は別に定める。

(附 則)

この要領は昭和54年7月25日から施行する。

この要領は昭和62年4月28日から施行する。

この要領は平成12年5月25日から施行する。

この要領は平成20年4月1日から施行する。

この要領は令和3年4月1日から施行する。

この要領は令和7年3月14日から施行する。

表彰規則

(目的)

第1条 この規則は、公共の福祉増進に功労のあつた者その他広く県民の模範となるべき者を表彰して、その功績を宣揚することを目的とする。

(表彰の範囲)

第2条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者を表彰することがある。

- (1) 地方自治の振興発展に貢献し、その功績が特にすぐれた者
- (2) 社会の福祉又は民生の安定に寄与し、その功績が特にすぐれた者
- (3) 身の危難をかえりみず人命を救助し、又は消防、水防その他災害の防護若しくは復旧に貢献し、その功績が特にすぐれた者
- (4) 保健衛生の向上に寄与し、その功績が特にすぐれた者
- (5) 産業の振興発展に貢献し、その功績が特にすぐれた者
- (6) 教育に従事し、その功績が特にすぐれた者
- (7) 納税、貯蓄又は統計の推進に貢献し、その功績が特にすぐれた者
- (8) 土木、建設又は交通等の振興発達に貢献し、その功績が特にすぐれた者
- (9) 県民の海外発展又は国際友好親善に貢献し、その功績が特にすぐれた者
- (10) 防犯又は交通安全の保持に寄与し、その功績が特にすぐれた者
- (11) 徳行が特にすぐれ、他の模範とするにたる者
- (12) 永年にわたり勤労にはげみ、他の模範とするにたる者
- (13) その他特に表彰に値すると認められる者

(表彰の方法)

第3条 前条の規定による表彰（以下「表彰」という。）は、表彰状及び賞金又は賞品を授与して行なう。

(表彰の期日)

第4条 表彰は、毎年5月3日に行なう。ただし、特別の理由により他の期日に表彰することが適当と認められる場合は、適宜行なうことがある。

(公表)

第5条 表彰された者の住所及び氏名、その功績その他必要な事項は、県公報に登載する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年3月17日規則第13号)

この規則は、昭和47年4月1日から施行する

表彰規則取扱要領（抜粋）

1. 表彰規則（昭和38年兵庫県規則80号以下「規則という。」）の規定による表彰の実施について、別に定めるものを除くほか、この要領の定めるところによる。
2. 表彰の範囲は規則第2条各号のいずれかに該当する個人又は団体であつて、次の基準によるものとする。

（中略）

ヲ. 規則第2条のいずれかにより表彰する場合には、次の書類を具備すること。

（1）個人の場合

- A 功績調書（様式第1号）
- B 履歴書（様式第2号）
- C 刑罰等調書

（2）団体の場合

- A 功績調書（様式第3号）
- B 団体調書（様式第4号）

（以下省略）